

京都大原学院「生活のきまり」

校則の見直しについて

本校では、校内に教職員による校則検討委員会を設置し、以下の見直しサイクルで児童生徒が主体となった校則の見直しを進めております。

【見直しサイクル計画表】

時期	取組
10月	校則見直しの体制整備(生徒会等の役員改選・検討委員会等の設置) 見直し計画の作成
12月	児童生徒会による見直し内容の検討
1月～3月	見直し案の策定(4月段階の暫定の生活のきまり) PTAや学校運営協議会関係者からの意見聴取 入学説明会等で生活のきまりを周知
4月	児童生徒総会に向けて暫定の校則の確認
7月	児童生徒総会で審議、可決。校則の策定 学校ホームページ等に公表(更新)